

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	支払調書等作成事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宝塚市は、支払調書等作成事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

宝塚市長

## 公表日

令和5年6月27日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	支払調書等作成事務
②事務の概要	所得税法204条第1項各号に定める報酬・料金を、役務等を提供した講師等に支払うにあたり、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収を行い、支払調書等を作成し税務署に提出する。 上記の事務に際し、対象者から個人番号を取得し使用する。
③システムの名称	財務会計システム
2. 特定個人情報ファイル名	
個人番号ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第3項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	宝塚市会計課
②所属長の役職名	会計管理者
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号 0797-77-2024 宝塚市総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号 0797-77-2107 宝塚市会計課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	[ ○ ]委託しない
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	[ ○ ]提供・移転しない
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	[ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月2日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	宝塚市会計室会計課	宝塚市会計課	事後	
平成30年7月2日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	会計管理者 岩木 栄二	会計管理者	事後	
平成30年7月2日	IIしきい値判断項目 1. 対象人數	平成28年11月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	
平成30年7月2日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年11月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目 1. 対象人數	平成30年5月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年5月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策	—	新様式による項目追加	事後	
令和2年6月25日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号 0797-77-2107 宝塚市会計室会計課	〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号 0797-77-2107 宝塚市会計課	事後	
令和3年9月2日	IIしきい値判断項目 1. 対象人數	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月2日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和5年6月27日	表紙 評価書名	源泉徴収票等作成事務 基礎項目評価書	支払調書等作成事務 基礎項目評価書	事後	
令和5年6月27日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	宝塚市は、源泉徴収票等作成事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	宝塚市は、支払調書等作成事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和5年6月27日	I 1. ①事務の名称	源泉徴収票等作成事務	支払調書等作成事務	事後	
令和5年6月27日	I 1. ②事務の概要	条例等で定められた委員報酬や講師等に謝礼金の支払いの際に所得税法に基づいて源泉徴収を行い、源泉徴収票等を税務署に提出する。給与支払報告書を関係市町村に提出する。上記の事務に際し、対象者より個人番号を取得し使用する。	所得税法204条第1項各号に定める報酬・料金を、役務等を提供した講師等に支払うにあたり、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収を行い、支払調書等を作成し税務署に提出する。上記の事務に際し、対象者から個人番号を取得し使用する。	事後	
令和5年6月27日	IIしきい値判断項目 1. 対象人數	令和3年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年6月27日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	